

一般社団法人自動車公正取引協議会

消費者庁・公正取引委員会から認定されたルールである「自動車公正競争規約」の運用を通じ、消費者と販売店を結ぶ「信頼されるクルマ販売」を推進するための活動を行っている。

購入後の車両の不具合

保証なし・整備なしで購入

Q 1 中古車を「保証なし・整備なし」の条件で購入し、お店まで取りに行きましたが、帰宅途中にエンジンが停止し、動かなくなりました。販売店に連絡すると、「『保証なし・整備なし』での販売ですし、当店も不具合があることは知りませんでした。納車後の修理はお客様責任となりますので、当店で修理する場合は有償となります」と言われました。納車直後にエンジンが故障したのに、有償修理には納得できません。販売店には責任はないのでしょうか？

A 1 一般に中古車は新車と異なり、経年劣化や使用による損耗などがあることから、購入者は、そのような自然損耗が原因の不具合が生じる可能性があることを承知したうえで購入していると考えられます。そのため、自然損耗が原因の不具合が生じた場合、購入後の保証が付帯していなければ、販売店にその責任を求めることは難しいと考えられます。

不具合が発生した際に修理等の対応を販売店に求めることができるかは、購入の際に「保証付き」で購入したか、「定期点検整備（以下、整備）」を実施したか、がポイントとなります。「保証付き」で購入していた場合、保証期間内に生じた保証対象部位の不具合については、保証内容に基づき無償修理を求めることができ、「整備あり」で購入した場合、整備不良が原因で発生した不具合については無償修理を求める

ことができます。

では、今回のように「保証なし・整備なし」（「現状販売」や「現状渡し」ともいいます）で購入した場合、販売店に無償修理を求めることはできないのでしょうか？

自動車公正競争規約では、販売店が「保証なし・整備なし」で販売する際は、販売時に「保証なし」「定期点検整備なし」である旨を表示するとともに、要整備箇所（販売する時点で道路運送車両法に基づく保安基準に適合しない箇所等）がある場合は、「特定の車両状態を表示した書面」を用いて、その箇所を表示するとともに、購入者には当該書面を交付しなければならないと定めています（第1回参照*1）。そして、このような対応が適切に行われていれば、その箇所に不具合が発生しても販売店はその責任を負わなくてもよいとされており、購入者の責任において修理等を行うこととなります。

一方、購入者が、契約時に現車確認を行ったにもかかわらず発見できないような、中古車に予想される通常自然損耗とは言えない不具合（以下、隠れた^{かし}瑕疵）が発生した場合は、その不具合の内容等について説明を受けていなければ、販売店に対して「売主の瑕疵担保責任」に基づき無償修理（損害賠償）を求めることができます。また、修理が不可能な場合や販売店が適切な対応を行わないことが原因で、中古車売買契約の目的である「公道を安全に運行すること」ができない場合には、契約を解除できます。ただし、購入者の不注意等により見逃した不具

*1 ウェブ版「国民生活」2018年4月号「中古車の契約をめぐるトラブル Q&A」第1回「中古車購入時のポイントについて」

合等については、無償修理や契約解除を求める
 ことができませんので注意が必要です。

このように、「保証なし・整備なし」で購入した
 場合は、発生した不具合が「通常使用による
 自然損耗による不具合」であるのか、「隠れた瑕疵」
 であるのかにより、販売店に無償修理等を求める
 ことができるかを判断することになります。

今回のケースは、中古車の引き渡し直後にエ
 ンジンが故障しています。不具合の原因が経年
 劣化等によるものではなく、例えば、現状販売
 を理由に、販売店が仕入れ時や販売時の車両
 チェックを怠ったことにより不具合を見逃して
 いた等の原因である場合は、購入者は無償修理
 等を求めることができると考えられます。販売
 店は、「不具合を知らなかったから責任はない」
 旨を主張していますが、この瑕疵担保責任は無
 過失責任ですので、販売店が不具合を知って
 いたか否かは関係なく、不具合が隠れた瑕疵
 である場合は無償修理等に応じる必要があります。

なお、本事例に関連して、「納車直後に不具
 合が発生したため、販売店に無償修理を求めた
 ら、『保証なし・整備なしでの販売なので、ノー
 クレーム・ノーリターン(納車後に不具合等が
 発見されても、購入者からのクレームや無償修
 理、返品は一切受け付けないとの趣旨) とな
 ります。納車後に不具合が分かっても当店では
 一切対応いたしません』と言われた」という相談

《中古車売上の契約内容と販売店に求められる対応について》

契約内容	販売店に求められる対応
保証付き 整備あり	<ul style="list-style-type: none"> ・保証対象の不具合の場合、無償修理 ・保証対象外の不具合の場合、有償修理 ・整備不良が原因の場合、無償修理 ・隠れた瑕疵に当たる場合、無償修理
保証なし 整備あり	<ul style="list-style-type: none"> ・自然損耗による不具合の場合、有償修理 ・整備不良が原因の場合、無償修理 ・隠れた瑕疵に当たる場合、無償修理
保証なし 整備なし (現状販売)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然損耗による不具合の場合、有償修理 ・要整備箇所を表示・説明されていた場合、有償修理 ・隠れた瑕疵に当たる場合、無償修理

もありませんが、前述のとおり、販売店が車両の
 チェックを怠り、不具合を見逃していた等の場
 合は瑕疵担保責任を逃れることはできません
 し、消費者契約法では「事業者の瑕疵担保責任
 の全部免除条項や消費者の解除権放棄条項に該
 当する条項は無効」と定めていますので、注文
 書や契約書等にそのような内容の記載があった
 としても、本内容は無効になると考えられます。

保証付きで購入

Q 2 「保証付き」で中古車を購入後、す
 ぐにエンジンから異音がするようになったた
 め、販売店に保証で修理してほしいと伝えまし
 た。ところが、「エンジンの部品を交換すれば
 直りますが、保証対象は工賃のみですので、部
 品代は有償になります」と言われました。「保
 証付き」なのに、工賃しか保証してもらえない
 のはしかたないのでしょうか？購入時に保証内
 容が記載された保証書は受け取っていません。

A 2 保証内容には、すべての部位や工賃、
 部品代などを保証する全部保証と、対象となる
 部位や費用に制限がある部分保証があり、販売
 店の保証の多くは部分保証です。

また保証には、新車時の保証を継承するメー
 カー保証*2や自社で定めた部位等の内容を保
 証する自社保証、保証会社などが販売している
 保証商品などがあり、これらは、保証に要する
 費用や対象部位等の保証内容、保証期間、保証
 対象となる走行距離数等、それぞれ異なります。

自社保証の中には、「保証付きだから安心」等
 と表示(説明)しながら、実際には、限定された
 一部しか対象部位としない保証や、工賃しか保証
 されないものがあり、保証対象部位等を広げる
 ためには高額な追加費用が必要となる場合があ
 ります。「保証付き」で購入する際には、商談時
 に保証対象の部位や期間等の内容をきちんと確
 認するとともに、納車の際には、保証内容が記
 載された保証書の交付を受けるようにしましょ
 う。

*2 保証継承手続きを行うことにより、新車時の保証の残存期間について、新車と同内容のメーカー保証を受けることができる。